

発議第8号

つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和3年12月1日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 染谷 礼子

提出者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

提出者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

提出者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染終息に向けて効果が期待される新型コロナウイルスワクチンですが、接種を受けることは強制ではなく、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいています。

接種を受けない方には、体質や持病などの理由で接種できない方がいるなど、様々な理由があり、そのひとつひとつが尊重されるべきものです。

ワクチン接種を受けていない人に対して、ワクチン接種の強要や未接種者に対する出勤拒否等の不利益な取扱いなど、ワクチン接種に関する差別を行うことのないよう、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例の一部を改正する条例

つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例（令和3年つくばみらい市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型コロナウイルス感染症関係者」の次に「及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていない者（以下「感染症関係者等」という。）」を加える。

第2条第2号中「感染症関係者」を「感染症関係者等」に改め、「団体」の次に「並びに新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていない者」を加え、同条第6号中「、罹患」を「及び罹患」に改め、「あること」の次に「並びに新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと」を加え、同条第7号中「感染症関係者」を「感染症関係者等」に改める。

第3条から第6条までの規定中「、感染症関係者」を「、感染症関係者等」に改める。

第7条中「感染症関係者」を「感染症関係者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例(令和3年つくばみらい市条例第1号)新旧対照表

改正案	現行
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症関係者 <u>及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていない者</u> (以下「感染症関係者等」という。)に対する偏見等をなくすため、市、議会、事業者及び教育関係者の責務並びに市民の役割を明らかにし、市民一人一人が思いやりの気持ちを持って人と接することにより、偏見等から市民を守り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。	第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症関係者_____に対する偏見等をなくすため、市、議会、事業者及び教育関係者の責務並びに市民の役割を明らかにし、市民一人一人が思いやりの気持ちを持って人と接することにより、偏見等から市民を守り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 感染症関係者等 新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者及びその家族並びに新型コロナウイルス感染症対策に協力した団体 <u>並びに新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていない者等</u> をいう。	(2) 感染症関係者 新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者及びその家族並びに新型コロナウイルス感染症対策に協力した団体_____等をいう。
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
(6) 偏見等 新型コロナウイルス感染症に罹患していること及び罹患しているおそれがあること <u>並びに新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと</u> 等を理由とする偏見、差別、誹謗、中傷等をいう。	(6) 偏見等 新型コロナウイルス感染症に罹患していること、罹患しているおそれがあること_____等を理由とする偏見、差別、誹謗、中傷等をいう。

(7) 偏見等の行為 偏見等について、インターネット上に書き込みをする行為、ビラを頒布する行為その他感染症関係者等の人権を侵害する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、感染症関係者等に対する偏見等をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う等、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(議会の責務)

第4条 議会は、感染症関係者等の置かれている状況に鑑み、市と連携して、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、従業員教育を進めるとともに、事業活動を行っては、感染症関係者等の人権を侵害することのないよう配慮に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、感染症関係者等の置かれている状況に鑑み、市と連携して、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、相互に感染症関係者等に対し、偏見等の行為を行わないようにするとともに、市が行う第3条の施策に協力するものとする。

(7) 偏見等の行為 偏見等について、インターネット上に書き込みをする行為、ビラを頒布する行為その他感染症関係者等の人権を侵害する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、感染症関係者等に対する偏見等をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う等、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(議会の責務)

第4条 議会は、感染症関係者等の置かれている状況に鑑み、市と連携して、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、従業員教育を進めるとともに、事業活動を行っては、感染症関係者等の人権を侵害することのないよう配慮に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、感染症関係者等の置かれている状況に鑑み、市と連携して、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、相互に感染症関係者等に対し、偏見等の行為を行わないようにするとともに、市が行う第3条の施策に協力するものとする。